

監査基準報告書 560「後発事象」の改正（公開草案）の公表について

常務理事 山中 彰子

日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、2026 年 1 月 9 日に企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）から企業会計基準第 41 号「後発事象に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第 35 号「後発事象に関する会計基準の適用指針」（以下、これらを合わせて「後発事象会計基準等」という。）及び補足文書が公表されたことに伴い、監査基準報告書 560「後発事象」（以下「監基報 560」という。）の見直しを行ってまいりました。このたび一定の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。

主な改正内容は、改正前の監基報 560 の「財務諸表の承認日」と後発事象会計基準等の「財務諸表の公表の承認日」は同一の概念であるため、後発事象会計基準等と合わせて「財務諸表の公表の承認日」としている点になります。本公開草案の概要につきましては、参考資料に取りまとめておりますので、ご参照ください。

また、監基報 560 の改正に伴う適合修正の対象は以下になります。

- ・ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」
- ・ 監査基準報告書 210「監査業務の契約条件の合意」
- ・ 監査基準報告書 230「監査調書」
- ・ 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」
- ・ 監査基準報告書 540「会計上の見積りの監査」
- ・ 監査基準報告書 580「経営者確認書」
- ・ 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」
- ・ 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- ・ 監査基準報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」
- ・ 監査基準報告書 706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
- ・ 監査基準報告書 710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」
- ・ 監査基準報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」
- ・ 監査基準報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」
- ・ 財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号「財務報告に係る内部統制の監査」
- ・ 期中レビュー基準報告書第 2 号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」
- ・ レビュー業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」

本公開草案についてご意見がございましたら、2026 年 8 月 17 日（月）までに、氏名（法人その他の団体にあつては名称）及び職業（法人その他の団体にあつては業種）をご記入の上、下記の宛先に電子メールでお寄せください。

お寄せいただいたご意見につきましては、個別には回答をしないこと、及び氏名又は名称が付されていないご意見は有効として取り扱わないことをあらかじめご了承ください。

記

担当事務局：日本公認会計士協会 業務本部

監査グループ

電子メール : kansa@sec. jicpa. or. jp

以 上